

1・2号業務があるからこそできる メンタルヘルス対策への第一歩 ～社労士しかできない3号業務へ～

顧問業務があるからこそ、社労士にしかできない
メンタルヘルス対策への関わり方をお伝えします！

今や組織づくりにおいて、避けて通れない従業員のメンタルヘルス問題。
政府は、2020年までに職場におけるメンタルヘルス対策の導入100%を
目指し、対策に力を入れています。ストレスチェック制度の義務化や、
健康経営の推進はその流れの一つと言えます。社労士は、企業経営に
不可欠で人事労務に入り込む専門家として、このメンタルヘルス問題に
積極的に取り組む必要も、チャンスもあります。



日時

平成30年6月13日
(水) 18:30～20:30

※開場 18:10

会場

文京シビックセンター内
5階会議室C

文京区春日1-16-21

参加費

文京支部会員 無料
(他支部会員 500円)

研修内容

1	メンタルヘルスの現状を知る
2	国の動きと対策の実際
3	社労士だからわかる、メンタル不調者の予見
4	メンタル不調者を発見したときの、 顧問先への伝え方
5	メンタルヘルスの専門家ってどういう人たち？
6	社労士の役割と活躍フィールド
7	もっと、メンタルヘルスに精通したい先生へ